

# 第3回「不利益変更」 裁判始まる！

削減された「会社休日」を取り戻すために、2009年12月24日に東京地方裁判所へ提訴して、第3回の「口頭弁論」の日時が下記のように決定しています。

我々従業員にとって、年間4日間の休日削減は、労働時間が年間29時間増加になり、賃金が変わらず、時間だけが増えるのは実質的に賃金の引き下げです。社員の賃金を削る一方で株主の要求には答えなければいけないため（株主重視）、不況という口実に「労働条件の改悪」を押し付けてきています。我々現場の従業員が損をしています。これで黙っていていいのでしょうか？他人事の様に見えてよいのでしょうか？

これまでの団体交渉の中で全く示さなかった日本支社の収支に関する数字が、今回の裁判の中で一部提示されました。やはり行動を起こさなければ何も始まりません。

皆様（特に休日や遅番勤務の方、組合員でなくても！）の多数の傍聴をよろしくお願いします！  
また、当日の交通費は組合で実費負担します。（後で請求して下さい）

## 6月9日(水)午前10時より東京地裁 民事603号法廷

東京地方裁判所：東京都千代田区霞が関1-1-4(地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分)

「霞ヶ関駅」A1出口に午前9:45分集合です。また、当日の交通費は組合で実費負担します。（後で請求して下さい）



**随時 組合員の加入を行っております。**

**HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>**

**メールアドレスは [fdxunion@fdxunion.com](mailto:fdxunion@fdxunion.com)**